

規制の新旧対照表

1. 葛飾区住宅宿泊事業の適正な確保に関する条例に関するもの（民泊施設に関するもの）

新	旧
1 責務（条例第3～6条）	
<p>① 区 　住宅宿泊事業等の適正な運営の確保に関する施策の策定及び実施</p> <p>② 区民 　区が実施する施策への協力</p> <p>③ 住宅宿泊事業者及び住宅宿泊管理業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺地域の生活環境への悪影響防止 ・届出住宅及びその周辺の毎日の巡回 ・区の観光振興や商店街振興等の施策への協力 <p>④ 宿泊者 　届出住宅を利用するに当たって、周辺地域の生活環境への配慮</p>	規定なし
2 実施の制限（条例第7条）※1、2	
<p>○商業地域に存する民泊 　管理方法の如何を問わず、年間180日の事業が可能</p> <p>○商業地域以外の地域に存する民泊</p> <p>・住宅宿泊事業者又は住宅宿泊管理業務を行う者が常駐する場合^{※1}、年間180日の事業が可能</p> <p>・住宅宿泊事業者又は住宅宿泊管理業務を行う者が常駐しない場合、月曜日正午から土曜日正午まで（国民の祝日、年末年始を除く。）人を宿泊させることはできない。</p> <p>※1 住宅宿泊管理業務を行う者が常駐する場合は、宿泊者が滞在する間において、住宅宿泊管理業務を行う者（以下「常駐管理者」という。）が次のいずれかに該当する場所に常駐する場合とする。ただし、常駐管理者が当該届出住宅から発生する騒音その他の事象による生活環境の悪化を認識することができないことが明らかである場合を除く。</p> <p>(1) 届出住宅内</p> <p>(2) 届出住宅と同一の建築物内</p> <p>(3) 届出住宅と同一の敷地内に存する建築物内</p> <p>(4) 届出住宅に隣接している建築物内</p> <p>※2 本条例施行日（令和8年4月1日）前に届出を行った施設は、当分の間、この規定は適用しない。</p>	年間180日以内 (法の規定による)
3 苦情等への対応（条例第8条）	
<p>・適切かつ迅速に対応しなければならない。</p> <p>・内容に応じ、現地に赴いて行うよう努めなければならない。</p> <p>・苦情等に対応したときは、当該苦情等を受けた日並びに当該苦情等及び対応の内容を記録し、その記録の日から3年間これを保存しなければならない。</p>	適切かつ迅速に対応しなければならない（法の規定による）。
4 届出住宅の公表（条例第9条）	
・すべての届出住宅について次に掲げる事項を公表	届出住宅について次に掲

(1) 所在地 (2) 届出番号 (3) 届出日 ・住宅宿泊管理業務の委託をする場合、上記に加え次に掲げる事項を公表 (1) 商号、名称又は氏名及び連絡先 (2) 登録番号	げる事項を公表（区ガイドライン規定。同意のあつた届出住宅に限る。） (1) 所在地 (2) 届出番号 (3) 届出日
5 違反者の公表（条例第 12 条）	
以下の命令に違反した事業者の氏名等の公表 ・法第 15 条又は第 41 条第 2 項に基づく業務改善命令 ・条例第 11 条に基づく業務改善命令	規定なし

2. 葛飾区旅館業法施行条例の一部改正に関するもの（旅館業施設に関するもの）

新	旧
1 申請書の添付書類（条例第 2 条）※1	
右記(5)、(6)の添付書類を削除 ※ 1 本改正規定については、公布の日（令和 7 年 12 月 17 日）から施行する。 ※ 2 その他規則で定める書類は以下のとおり ・申請者が賃借人である場合は、賃貸人が賃借物を旅館業の用に供することを承諾している旨を証する書類 ・申請者が転借人である場合は、賃貸人及び転貸人が転借物を旅館業の用に供することを承諾している旨を証する書類 ・旅館業を営もうとする施設がある建物が 2 以上の区分所有者が存する建物である場合は、規約に旅館業を営むことを禁止する旨の定めがない旨を証する書類	営業許可申請の際に、営業許可申請書に以下の添付書類が必要 (1) 施設を中心とした見取図 (2) 建物配置図、各階平面図、正面図及び側面図 (3) 客室等にガス設備を設ける場合は、その配管図 (4) 法人の場合は、定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書 (5) 旅館業を営もうとする施設の土地及び建物に係る登記事項証明書又は賃貸借契約書の写し (6) その他葛飾区規則（以下「規則」という）で定める書類※2
2 営業者の遵守事項【旅館業の施設の掲示事項】（条例第 7 条第 2 号）※3	
右記の(2)を「管理者等の緊急連絡先」に改正し、以下の(3)～(6)を新たに追加 (3) 管理者等の氏名 (4) 宿泊定員 (5) 営業の種別 (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項	旅館業の施設には、公衆の見やすい場所に、以下の事項を掲げることが必要 (1) 施設の名称 (2) 施設等の連絡先

(1)、(2)に加え、上記(3)～(6)の事項を規則で定める「旅館業施設の標識」により掲示する。 ※ 3 本改正規定については、令和8年4月1日より施行する。ただし、改正条例施行の際、現に旅館業法第3条第1項の規定により旅館業の経営の許可を受けている営業施設及び現に当該許可の申請がされている施設については、改正後の規定は、 令和8年10月1日から適用する。	
3 営業者の遵守事項【営業従事者の常駐】（条例第7条第3号）	
旅館業の施設には、宿泊者が滞在する間において、 営業従事者を常駐 ^{※4} させ、衛生管理及び感染症が発生したときその他緊急を要するときにおける迅速な対応を可能とする体制を整備すること。ただし、営業者自らが常駐する場合 その他規則で定める場合 ^{※5} は、この限りでない。 ※ 4 改正条例施行（令和8年4月1日）の際、現に旅館業法第3条第1項の規定により旅館業の経営の許可を受けている営業施設及び現に当該許可の申請がされている施設については、本規定は適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に、 営業施設の建替え をする場合は、この限りでない。 ※ 5 営業従事者が次の各号のいずれかに該当する場所に常駐する場合とする。 (1) 施設と同一の建築物内 (2) 施設と同一の敷地内に存する建築物内	規定なし
4 営業者の遵守事項【その他】（条例第7条第4～7号）	
以下の①～④を新たに追加 ①旅館業の施設又は営業者の事務所には、営業従事者名簿を備え付け、規則で定める以下の事項を記載すること。 (1) 氏名 (2) 従事職種 (3) 就業年月日 ②宿泊者に対し、 騒音の防止のために配慮すべき事項 その他旅館業の施設の周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項について、書面の備付け等により、次に掲げる事項を宿泊者に応じた言語で説明しなければならない。 (1) 騒音の防止のために配慮すべき事項 (2) ごみの処理に関し配慮すべき事項 (3) 前2号に掲げるもののほか、周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項 ③苦情又は問合せ（以下「苦情等」という）があった場合に、適切かつ速やかに対応できる体制を整備すること。この場合において、苦情等を受けた日並びに当該苦情等の内容及び対応の記録を作成し、その記録を作成した日から3年間保存すること。 ④宿泊者が滞在する間において、 規則で定めるところ ^{※6} により、 営業従事者 に施設及びその周辺を定期的に巡回させ、衛生管理を行うとともに、必要に応じて宿泊者の安否	規定なし

<p>確認及び周辺地域の生活環境への悪影響の防止を行うこと。</p> <p>※ 6 規則で以下のとおり定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 巡回は、1日に1回以上行うものとする。 (2) 巡回を実施したときは、実施日時、実施した営業従事者の氏名、施設の衛生状況、周辺地域の生活環境への悪影響の有無等を「巡回時における確認点検表」により記録し、これを施設又は営業者の事務所に備え付けておくものとする。 (3) 巡回時に問題が発生した場合は、早期の解決を図るとともに、その内容を記録しておくものとする。 	
<p>5 施設の構造設備基準【営業従事者が常駐できるための設備、使用する便所の基準】(条例第8条) ^{※7}</p>	
<p>○次の基準に適合した営業従事者が常駐できるための設備を設けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居室とすること。 ・営業従事者が常駐できるための設備、客室、廊下等との境界が耐久性を有する材質で作られた壁、扉等を用いて明確に区画され、客室、廊下等から容易に見通せない構造とすること。 ・営業従事者が常駐できるための十分な広さがあり、営業従事者以外の者がみだりに立ち入ることができない位置及び構造とすること。 ・出入口は、客室を通らずに出入りすることができる位置とすること。 <p>○営業従事者が使用するための次に掲げる基準に適合する便所を設けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防虫及び防臭の設備並びに手洗設備を有すること。 ・営業従事者の利用しやすい位置に設けること。 ・その他規則で定める基準に適合すること。（※便所内の手洗設備は<u>連続して水を供給できる流水式</u>とすること。等） <p>※ 7 改正条例施行（令和8年4月1日）の際、現に旅館業法第3条第1項の規定により旅館業の経営の許可を受けている営業施設及び現に当該許可の申請がされている施設については、本規定は適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に、営業施設の建替えをする場合は、この限りでない。</p>	規定なし
<p>6 措置命令、違反者の公表 (条例第13、14条)</p>	
<p>○区長は、第7条の規定（営業者の遵守事項）に違反した者に対して、その是正に必要な措置を命ずることができる。</p> <p>○区長は、第13条の規定による命令に従わない者について、次に掲げる事項を公表することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 営業者氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） (2) 施設の名称及び所在地 (3) 当該命令の内容 (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項 	規定なし

※事業者の皆様は、本資料や新しい条例、規則等の条文を熟読いただき、その内容について十分にご理解のうえ事業を実施していただきますようお願いいたします。